

1. 舞台技術者の専門性に起因する課題

舞台技術の業務を行うためには、舞台設備や機材、その取り扱いに対する知識や技能といった技術面の専門性が必要であるが、それだけでは充分ではない。

ホール付きの舞台技術部門は、舞台における表現のために必要な一連の業務のうち、一部分を担うわけであり、その残りの部分、直接に表現に関わるプランニングやオペレーションに対しても十分に理解をしていることが必要である。

従って、ホール付きの舞台技術者といえども、舞台芸術の創造活動に関する様々の専門知識が要求されることになる。

特に、公立ホールは、多様な分野の多様な団体によって利用されるものであり、その専門性も舞台に関する広い範囲で要求されることになる。

(1) 行政の人事システムとの整合

舞台技術職員には、舞台芸術、表現に対する理解力や舞台技術についての知識が必要であり、専門的な研修や経験の蓄積が不可欠である。そのため、定期的な異動という一般的な行政の人事システムとは整合をとりにくい。

専門の舞台技術職員を配置しても、多くの地方公共団体では、運営しているホールの数は限られている。また、ホールの利用率が高くなく、管理業務のみを行うのであれば、必要な人数も限られるため、その職員は限られた範囲の施設で限られた範囲の業務しか行えないことになり、今度は専門的な技術の向上という面での問題が生じかねない。

このように、公立ホールには専門性を持った舞台技術職員を必要としていながら、配置することが難しいという状況がある。

一事例に示したように、複数のホールを持つ財団においては、財団のプロパー職員とすることで専門の職員を確保し、ホール間を異動することで、この問題に対応している。しかし、いずれの自治体でも採用できる制度ではない。

終身雇用を原則としてきた日本の社会においては、同一組織の中で職種が変わるという異動が原則であり、行政の人事システムもそのひとつといえよう。一方で、日本の社会においても、専門性を要求される職種においては、職種を変わずに組織が変わるということが行われてきているが、舞台技術部門に関しては職能がそこまで確立していない。

専門性の高い職種の人材を少数抱えることの難しさは、行政組織全般における課題であるが、ホール職員もそのひとつであろう。

(2) 民間委託での対応の限界

専門性を持った人材を確保するために、公立ホールの舞台技術部門の業務を民間に委託することが考えられ、現実に行われているが、委託スタッフに業務を委せるためには、ホールの職員に、それ以上の専門性の把握と理解が必要とされよう。

ホールの舞台技術部門の大きな役割として、表現と安全性の確保を両立させるために高度の技術的判断を責任を持って行わなければならないということがある。民間に委託しても判断自体は可能であるが、判断の責任までも委託先に負わせることが適切かどうかは疑問である。

また、専門職員がいない場合、舞台設備の改修や備品の調達についても、その施設の利用実態を最も知るのは委託先のスタッフであるということになり、その判断を行政職員が評価できないというケースが往々にして起こりうる。

もっとも、民間委託はどのようなホールでも行えるものではない。ホールの利用率が低い場合、特に利用が土日に集中するような場合、民間委託では非効率であるというケースもある。ホールの利用のある日にだけ民間に業務委託するという形態は、ホールの需要の多い時期が重なるために、事実上不可能であり、常駐委託という形をとると、ホールの利用がない場合は、委託先の舞台技術者は、行うべき業務がないが常駐する、という状況になる。

また、地域によっては、委託すべき民間会社がないということもあろう。

(3) 他の専門職員の不在による課題

舞台技術職員は、舞台の利用に関する全般的な専門性を要求され、現場の状況把握や利用者への対応に必要な専門性を持つことになる。さらにホールが利用されている間は、安全管理のためにホールにいることになる。

そのために、利用者に関わっている時間も最も長く、現場での運営に対する要望などを最も把握できるのは舞台技術職員であるといえよう。

貸館事業の場合、利用者とホール側で調整しなければならない問題は、ほとんど舞台技術部門に関わる問題であり、舞台技術部門が利用者との対応を行うことが効果的である。その結果として、舞台技術以外のことについても利用者への窓口となることも多い。

貸館の受付から上演後の搬出への立ち会という一連の業務は、個々の利用者ごとには一連の流れになっている。しかし、ある貸館利用者との事前打ち合わせと、別の利用者への上演時の立会い業務が時間的に重なる可能性があり、利用者との打ち合わせ等の日程の調整等についても舞台技術部門が自ら対応を行った方が都合がよい場合も少なくない。

このように、貸館業務のほとんどを技術部門が行うことが効果的であるということは、自

主制作事業を行わない、専門の制作部門を持たないホールにおいては、舞台技術部門が、実質的に運営全般に関わる業務を、全て行うという状況になってしまう可能性がある。

また、舞台技術から派生し、ホールの電気関係全般、騒音や客席の温度管理に関わるために空調設備、さらに安全管理の面から防火管理についても舞台技術部門が担当せざるを得ないケースがある。

さらに、舞台技術部門自体を運営するための事務的業務、人事研修等の企画・計画についても専門性が必要とされ、技術部門に関わる事務的業務についても技術部門自身でなければ行えない状況もある。

このように、舞台技術部門は、貸館が主体のホールであっても、舞台設備や機器の管理だけに業務がとどまるものではない。むしろ、貸館が主体であれば他に制作部門などの専門性の必要な職員がいないことが多く、専門性を持った職員として舞台技術職員の業務が大きくなる。

その結果、ホールを利用して行われている様々の事業の実状や住民の細かなニーズ等を、技術職員だけが把握しているという状況になりやすい。そこで実態に関わらず、複数のホールの技術部門と運営部門を別系統に統合すると、地域での活動状況などの情報が、ホール運営を行う部門に入ってこないで、状況に応じた事業企画や運営ができなくなる、ということも起こりうる。

これは、事業系や制作系の部門も含めた、公立ホール運営のあり方と組織体制そのものが問われる問題でもあろう。

2. ホールの管理・運營業務と演出を支援する業務の分離に伴う問題

制作・上演する団体は、常に同じ会場を使用しているわけではないため、利用するホールの機能や性格を必ずしも十分に把握しているわけではない。そのため、そのホールにとっては不適切な利用方法を希望する場合もありうる。

そのような場合、単に使用を制限するのではなく、表現を可能にするために他の適切な選択肢を提案することが、舞台技術者の職能としては相応しいと考えられ、管理業務にはそのような役割も含まれているはずである。

そのためには、制作・上演団体とホール付きの技術者の双方が舞台設備についてのみ理解を深めるものではなく、表現手法についてもよく知り、同じような技術力を持って、よりよい舞台を作るという共通の目的意識を持てる必要がある。